

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の加熱式たばこの課税方式を見直すとともに、規定の整備を行う。

二 内容

（一） 県たばこ税

加熱式たばこの課税方式を、重量と価格を基に課税標準を算出する方式から、重量のみを基に算出する方式に見直す。

（二） その他

規定の整備を行う。

三 施行期日

二（一） 令和八年四月一日

二（二） 公布の日、令和八年一月一日、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日